

## ○長門市最低制限価格制度実施要領

(平成23年3月29日要領第4号)

改正 平成25年4月1日要領第9号 平成25年4月1日要領第11号  
平成26年3月12日要領第4号 平成27年1月27日要領第3号  
平成28年6月1日要領第25号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事又は製造(以下「工事等」という。)に係る入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、予定価格が130万円を超え3,000万円未満の工事等とする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りではない。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。

- (1) 土木系工事(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」(合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。)とする。
- (2) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」(合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。)とする。
- (3) 前号の営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とし、現場管理費相当額は、次のとおり算定する。

ア 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じた額

イ アを除く営繕系工事 直接工事費に10分の1を乗じた額

- (4) 前号の規定にかかわらず、機械設備工事、電気設備工事及び解体工事については、入札額(入札書比較価格を超えるものを除く。)の最低価格申込者から5者(入札参加者が5者未満の場合は全者)の入札額の相加平均値(千円未満の端数切捨て)に0.9を乗じて得た価格(千円未満の端数切捨て)とする。

(入札参加者への通知)

第4条 市長は、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を設定している旨を記載し、書面により入札参加者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要領第9号)  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要領第11号)  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日要領第4号)  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月27日要領第3号)  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月1日要領第25号)  
この要領は、平成28年6月1日から施行する。